平成２６年（フ）第１３３４号
さいたま市緑区東浦和９丁目12番地26　バンシャトー201号
債務者　マコトこと　小川　一誠
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
静岡市駿河区有明町11番４号　有東改良団地４号棟９号
債務者　佐塚　安夫
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２８号
埼玉県行田市大字持田4835番地18
債務者　金子　友樹
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１５６号
愛知県小牧市大字村中142番地１　サンパティーク105号
債務者　小野　正幸
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田知亜記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８０号
名古屋市中区新栄１丁目41番８号　ＭＫビル301号
債務者　折戸　直之
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤森　崇雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９５号
長崎県長崎市花園町20番22号　１階101号
債務者　橋口　繁好
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７５号
名古屋市天白区植田南１丁目303番地　柊三番館Ａ棟408号
債務者　橋本　龍一
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　敦也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３９号
三重県四日市市北浜田町12番21―406号　第二北浜田マンションＮ棟
債務者　田上美代子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
長崎県長崎市伊良林２丁目17番20号　柿本ハイツ102号
債務者　久野　和代
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
長野県安曇野市穂高8352番地
債務者　本南　幸雄
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７号
北九州市小倉北区金田２丁目12番18―601号
債務者　翁　　健一
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市原島1217番地15
債務者　横井　　清
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３９号
秋田県能代市扇田字伊勢堂前150番地１
債務者　小林　誠子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４０２号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番６号
債務者　伊佐　秋乃
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２号
北海道松前郡松前町字原口236番地
債務者　東舘　正人
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
埼玉県熊谷市原島1217番地15
債務者　横井　眞琴
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３７６号
沖縄県那覇市長田２丁目33番49号　オー・エス・エスビル302
債務者　島尻　輝一
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部